平成２３年（フ）第５０６号
長崎県長崎市川上町19番43号
債務者　濱里美智子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２５号
埼玉県越谷市大字袋山2016番地３　アイディーコート越谷402
債務者　杉原まゆみ（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６２６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地４丁目９番３号
債務者　中島　健一
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９７４号
堺市南区三原台１丁３番16―210号
債務者　大岩　幸光
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９５号
大阪府松原市一津屋５丁目27番６号、前住所堺市美原区多治井232番地214
債務者　徳永　朋昭
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８４号
堺市東区南野田352番地17、前住所堺市中区福田586番地１
債務者　髙橋　一美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３７６号
大阪府藤井寺市恵美坂１丁目１番43―809号
債務者　長橋　博司
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４０９号
大阪府松原市阿保５丁目１番24―205号、前住所大阪府松原市松ケ丘４丁目15番２―517号
債務者　松岡　　宏
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４３９号
大阪府河内長野市木戸２丁目16番21―203号、前住所大阪府河内長野市上田町30番地の２207号
債務者　吉田　絹代
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４９４号
大阪府富田林市高辺台１丁目５番503―501号
債務者　氏本　輝幸
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５１０号
堺市北区長曽根町1913番地１　パープルマンション301号、事業所所在地堺市北区黒土町2258―５
債務者　味三昧堺店こと　豊島　京子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５１６号
大阪府富田林市藤沢台３丁目10番８号　208
債務者　大谷　千秋
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５１９号
大阪府松原市一津屋２丁目７―19、住民票上の住所大阪府松原市田井城２丁目254番地の４
債務者　南浴　良晟
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５３７号
堺市南区宮山台４丁５番23号、前住所大阪府羽曳野市西浦1608番地の６
債務者　小河　弘樹
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５４８号
大阪市東住吉区針中野４丁目７番５号　グランデージ針中野201号、営業所大阪府松原市岡３―16―27
債務者　道淵製作所こと　道淵章次郎
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５７９号
堺市南区茶山台２丁３番17―207号、前住所大阪府泉大津市寿町２番38―703号
債務者　川邉　季美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８５０号
神奈川県藤沢市渡内３―１―10　ブリリアントコート202号、住民票上の住所埼玉県所沢市大字神米金471番地の８
債務者　金丸　リエ（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部